第二十五条の十三第十一項	非課税管理勘定	非課税管理勘定又は継続管理勘定
	非課税口座	未成年者口座
	第三十七条の十四第四項第一号	第三十七条の十四の二第四項第一号
	第八項	第二十五条の十三の八第九項第一号
第二十五条の十三第十四項	第三十七条の十四第六項	第三十七条の十四の二第十二項
	第三十七条の十四第七項	第三十七条の十四の二第十三項
第二十五条の十三第十五項	第三十七条の十四第七項（同条第十一項	第三十七条の十四の二第十三項（同条第十七項
第二十五条の十三第十六項及び第十九項	第三十七条の十四第六項	第三十七条の十四の二第十二項
第二十五条の十三第二十項	第三十七条の十四第二十三項	第三十七条の十四の二第二十五項
第二十五条の十三第二十二項	第三十七条の十四第二十三項	第三十七条の十四の二第二十五項
	次条	第二十五条の十三の八第十七項において準用する次条
第二十五条の十三第二十四項	第三十七条の十四第九項	第三十七条の十四の二第十五項
	同条第十項	同条第十六項
第二十五条の十三の二第一項	非課税口座を	未成年者口座を
	非課税口座が	未成年者口座が
第二十五条の十三の二第二項	非課税口座を	未成年者口座を
	当該非課税口座	当該未成年者口座
	第九条の八	第九条の九第一項
	非課税口座内上場株式等	未成年者口座内上場株式等
	第三十七条の十四第一項から第四項まで	第三十七条の十四の二第一項から第四項まで
第二十五条の十三の二第三項	非課税口座に	未成年者口座に
	第三十七条の十四第一項から第二十五項まで	第三十七条の十四の二第一項から第二十六項まで
	第三十七条の十四第十一項において準用する同条第七項	第三十七条の十四の二第十七項において準用する同条第十三項

第二十五条の十三の三の見出し	非課税口座	未成年者口座
第二十五条の十三の三第一項	非課税口座に	未成年者口座に
	第三十七条の十四第一項から第二十五項まで	第三十七条の十四の二第一項から第二十六項まで
	同条第十一項において準用する同条第七項	同条第十七項において準用する同条第十三項
第二十五条の十三の四第一項	非課税口座	未成年者口座
	非居住者が	非居住者の基準年の一月一日以後にその者が
第二十五条の十三の四第二項	非課税口座を	未成年者口座を
	非課税口座廃止届出書	未成年者口座廃止届出書
	非課税口座が	未成年者口座が
	同条第十八項及び第十九項	同条第二十一項及び第二十二項
	第三十七条の十四第十七項	第三十七条の十四の二第二十項
第二十五条の十三の五	非課税口座を	未成年者口座を
	非課税口座が	未成年者口座が
第二十五条の十三の六の見出し	非課税口座	未成年者口座
第二十五条の十三の六第一項	提出	法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する提出
	非課税口座に	未成年者口座に
	非課税口座内上場株式等	未成年者口座内上場株式等
第二十五条の十三の六第二項	第二十五条の十三第八項	第二十五条の十三の八第九項第一号
第二十五条の十三の六第三項	第三十七条の十四第九項後段	第三十七条の十四の二第十五項後段
	同条第二十一項後段	同条第二十三項後段
第二十五条の十三の六第四項	第二十五条の十三第十八項	第二十五条の十三の八第十七項において準用する第二十五条の十三第十八項
	第三十七条の十四第十三項、第十六項若しくは第十九項又は	第三十七条の十四の二第十九項若しくは第二十二項又は第二十五条の十三の八第十七項において準用する